

奈良県消費生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十三号

奈良県消費生活センター条例の一部を改正する条例

奈良県消費生活センター条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（その他）」に改め、同条中「管理」を「管理運営」に改め、同条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

（職員等）

第三条 センターに、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び消費生活相談員（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者をいう。）（以下「職員等」という。）を置く。

（職員等の資質の向上）

第四条 センターは、職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

（情報の適切な管理）

第五条 センターは、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。